

徳島県情報公開審査会答申第142号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成26年7月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して「7月10日〇〇新聞記事となった徳島東警察署庁舎整備基本構想策定業務の公募型プロポーザルにおける優先交渉権者、次点者の提案書(様式7)および審査評価内容について公開請求いたします。」旨の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年7月24日、実施機関は、本件請求に対し、次の公文書を対象公文書と特定した上で、下記(1)及び(2)の決定処分を行い、審査請求人に通知した。

文書① 提案書(様式7)

文書② 審査点数集計表

(1) 上記公文書のうち、文書①について、条例第8条第2号に該当することを理由に公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 上記公文書のうち、文書②について、公文書公開決定処分を行った。

3 審査請求

平成26年7月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行い、同年8月5日（同月7日受理）及び同月14日（同月15日受理）、審査請求の一部を補正した（以下「本件審査請求」という。）。

4 諮問

平成26年8月28日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書の主張を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

非公開処分理由のかつこ書き部分は、「法人に関する情報」の前提条件が付いていることを無視したもので、「法人に関する情報」以外が大半である優先交渉権者及び次点者の提案書の全てを公開しないのは、条例第8条第2号を間違って解釈した違法な処分である。

なお、提案書開示に関し、著作権に基づく開示に同意しない旨の意思表示がなされている場合は、提案書開示の公益性と提案者の利益を評価し公開範囲を限定できるものと解釈するが、この解釈の適用は今回の処分理由に著作権が挙げられていないため適用は不適切であると考える。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び追加資料を要約すると、本件処分の理由については概ね次のとおりである。

1 本件処分の理由等

(1) 本件対象公文書について

平成26年6月、徳島東警察署の老朽化及び狭隘化に伴い、実施機関が「徳島東警察署庁舎整備基本構想策定支援業務（以下「本件業務」という。）」として、公募型プロポーザル方式により民間事業者から事業計画、事業手法等の技術提案を公募したところ、3社から提案があり、同年7月に1社を優先交渉権者に選定した。

本件処分の対象となった「提案書」は当該委託業務の受注を希望する事業者からの技術提案書である。

(2) 本件対象公文書の非公開該当性について

対象公文書である「提案書」は、事業者が過去からの実績等により蓄積された技術的知識・情報に基づき、また、独自の創意工夫により作成した提案者の知的財産である。この提案書を公開した場合、当該ノウハウがない後発の競合他社等が労せずしてノウハウを入手することが可能となり、国・地方公共団体等の他の同種業務の事業者選定において、記載内容を模倣した提案書を作成・提出することが可能となり、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められる。

また、当該提案書に記録された情報が条例第8条第2号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないことは明らかであり、本件情報は条例第8条第2号に該当する。

なお、本件処分を行うに当たって県の各部局（県土整備部、教育委員会、企業局）の取扱いを聴取したが、各部局とも実施機関と同様の取扱いであり、政府が定める「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」においても「技術提案が提案者の知

的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。」と明記している。

以上により提案書を公開することはできないが、契約締結後に作成する「業務計画書」には、実施することとなった提案内容が相当程度記載されている。

(3) 審査請求人が主張する事項に対する説明

審査請求人は、「法人に関する情報以外が大半である優先交渉権者及び次点者の提案書の全てを公開しないのは、条例第8条第2号を間違っ解釈した違法な処分である。」と主張するが、法人等に関する情報は法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を指すものであり、この主張は適当でない。

また、「著作権に基づく開示に同意しない旨の意思表示がなされている場合は、提案書開示の公益性と提案書の利益を評価し公開範囲を限定できる。ただし、今回の処分理由に著作権が挙げられていないため適用は不適切である。」と主張するが、条例に基づく開示・非開示の決定に影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、徳島東警察署の老朽化及び狭隘化に伴い、実施機関が公募型プロポーザル方式により発注した本件業務において、応募事業者が提出した提案書のうち、審査の結果優先交渉権者となった者（本件業務の受注者）が提出した提案書（以下「本件公文書1」という。）及び審査の結果次点となった者が提出した提案書（以下「本件公文書2」という。）である。

よって、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

2 条例第8条第2号の該当性について

(1) 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

本号にいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例としては、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 基本的な考え方について

当審査会において見分したところ、本件公文書1及び本件公文書2には、各事業者が提案した対象建築物の整備に係る基本構想の策定支援や事業手法・課題の整理、モデルプランの作成、イニシャルコストの積算等の具体的かつ技術的な提案が記載されており、その記載内容は、定型化されたものではなく事業者ごとに大きく異なるものであると認められた。

こうした提案は、各事業者の蓄積した経験や知見に基づき、また、独自の創意工夫により作成されたものであり、その内容や表現方法は、全体として事業者のノウハウを含んだ知的財産に当たるものであることから、本件審査請求の対象である提案書は、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるもの」として本号に該当し、原則として非公開とすべき公文書であると認められる。

他方、提案書に記載された情報は、本件業務の契約締結後には、発注者である実施機関に採用された提案（以下「採用提案」という。）と採用されなかった提案（以下「非採用提案」という。）に区分されるが、このうち採用提案については、実施機関がどのような提案を評価し、今後本件業務がどのように実施されるのかについて県民の知る権利を充足するためにも公開すべき情報であると言える。

以上のことから、提案書は原則非公開であるが、提案書に記載された情報のうち、採用提案については公開すべきであるとの考えを前提として、以下、諮問庁が主張する本件公文書1及び本件公文書2の本号該当性について検証する。

イ 本件公文書1について

公募型プロポーザル方式では、受注者の提案の多くは実施機関に採用され、業務を実施していく上で具現化されるものであるが、その全てが採用されるわけではなく、受注者が提出した提案書には、採用提案と非採用提案が混在している。

本件公文書1についても同様であると思われるところ、本件公文書1の公開非公開の判断に当たっては、文書中の提案内容を採用提案と非採用提案に区分する必要がある、その上で採用提案は公開、非採用提案は非公開とすべきであることは、前記アのとおりである。

そこで、当審査会では、本件公文書1の提案内容が契約締結後に作成される業務の実施方針を示した業務計画書に反映されていると判断できるのであれば、当該部分は採用提案であると考え、採用提案と非採用提案を区分するために本件公文書1と業務計画書を比較することとした。

当審査会において両文書を比較・見分したところ、本件公文書1に記載された提案内容は概ね業務計画書に反映されているが、一部反映されていない部分が見受けられ、本件公文書1には、採用提案と非採用提案が混在していること、及び採用提案と非採用提案が一体となって文書を構成していることが見受けられ、これらを明確に区分することは困難であることが認められた。

よって、本件公文書1は、採用提案のみを明確に区分することが困難である以上、全体として法人の事業運営上のノウハウに該当し、本号本文に規定する「法人に関する情報であって、公にすることにより、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められ、また、本号ただし書に該当しないことは明白であることから、当該文書を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

しかしながら、これでは本来公開すべき情報である採用提案が非公開となり、本件事案に関して県民の知る権利が充足されないとの懸念が生じるため、以下、この点について検討する。

業務計画書は、受注者が提出した提案書を基に作成しており、文書の性格からも公文書公開請求等の方法により、個人情報や一部の法人の不利益情報等を除き、何人にも公開されるべき公文書である。

前述のとおり、本件業務における業務計画書には、本件公文書1に記載された採用提案と思われる情報が概ね記載されており、採用提案の内容を十分に知ることができるものであると認められた。

よって、業務計画書の公開を受けることで、本件公文書1に対する県民の知る権利は十分に担保することができると考えられる。

ウ 本件公文書2について

本件公文書2は、非受注者が提出した提案書であり、文書中の全ての情報が非採用提案であることから、原則どおり非公開とすべき公文書である。

よって、本件公文書2は、全体として法人の事業運営上のノウハウに該当し、本号本文に規定する「法人に関する情報であって、公にすることにより、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められ、また、本号ただし書に該当しないことは明白であることから、当該文書を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成26年 8月28日	諮問
9月25日	諮問庁からの理由説明書を受理
平成27年 2月27日	審議（第125回審査会）
4月 2日	審議（第126回審査会）
5月21日	審議（第127回審査会）
7月22日	審議（第128回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者

益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	